

山梨県公報

号外第二十六号

令和八年

七月十日

金曜日

目次

規則

- 山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則

規則

山梨県規則第二十五号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十三の次に次の三条を加える。

（一時保護委託者登録申請書）

第十二条の十四 法第三十四条の二十二第一項の申請書は、一時保護委託者登録申請書

（第十号様式の十四）のとおりとする。

（一時保護委託者の変更の届出）

第十二条の十五 法第三十四条の二十三の規定による届出は、一時保護委託者登録変更届（第十号様式の十五）により行わなければならない。

（一時保護委託者の登録の消除の申出）

第十二条の十六 省令第三十六条の五十一の規定による申出は、一時保護委託者登録消除申出書（第十号様式の十六）により行わなければならない。

第十八条中「第十二条の十三」を「第十二条の十六」に改める。

第十号様式の十三の次に次の三様式を加える。

第10号様式の14（第12条の14関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

一時保護委託者登録申請書

次のとおり一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法第34条の2第1項の規定により申請します。

- 1 入所定員
- 2 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 一時保護を行う施設の名称及び所在地

注 次の書類を添付すること。

- （1） 児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）の結果が分かる書類
- （2） 非常災害対策に関する計画書
- （3） 事務所の平面図（各部屋の名称と面積を記すこと。）
- （4） 運営規程

第10号様式の15（第12条の15関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

一時保護委託者登録変更届

次のとおり一時保護委託者登録について申請した事項を変更するので、児童福祉法第34条の23の規定により届け出ます。

1 変更する事項

（1）変更前

（2）変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

備考 変更の日の2週間前までに届け出てください。

第10号様式の16（第12条の16関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

一時保護委託者登録消除申出書

次のとおり一時保護委託者登録を消除したいので、児童福祉法施行規則第36条の51の規定により申し出ます。

消除する理由

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第七項において「旧法」という。）」に改め、同項第二号中「第七項第一号」を「第七項」に改め、同条第七項中「の就学支援金」を「の高等学校等就学支援金」に、「又は同法」を「、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改め、同項第二号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第七条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第十号様式中
を

(1) (補償基礎額)	× 60 = 円
(2) (補償基礎額)	295,000 円 + × 30 = 円

に改める。

(1) (補償基礎額)	円 × 60 = 円
(2) (補償基礎額)	円 + 円 × 30 = 円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第七条の四及び第十号様式の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施

行規則（以下この項において「旧規則」という。）第七条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第七条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

山梨県規則第二十八号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の1の(三)中「三百六十円」を「三百七十円」に改め、同表の第一の一の2の(一)の(2)中「七百八万九千円」を「七百二十五万九千円」に改め、同表の第一の一の1の(三)中「千三百九十円」を「千四百八十円」に改め、同表の第一の三の(三)の(1)の表中「二〇、三〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「三八、七〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四六、二〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、三〇〇円」に、

八、五〇〇円

を

八、八〇〇円

に、「三三、七〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「四三、五〇〇円」

円」を「四四、八〇〇円」に、「六〇、六〇〇円」を「六二、五〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七三、一〇〇円」に、「八九、三〇〇円」を「九二、一〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、同表の第一の三の(三)の(2)の表中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、八〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二三、六〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「二九、八〇〇円」を「三〇、七〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表の第一の七の(一)の(2)中「五万三千九百円」を「五万六千四百円」に改め、同表の第一の七の(二)の(2)の(イ)中「七十三万九千円」を「七十五万七千円」に改め、同表の第一の七の(二)の(ロ)中「三十五万八千円」を「三十六万七千円」に改め、同表の第一の九の(三)の(イ)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同表の第一の九の(三)の(2)の(ハ)中「五千八百円」を「六千百円」に改め、同表の第一の十の(三)中「二十三万二千二百円」を「二十三万九千四百円」に、「十八万五千七百円」を「十九万五千五百円」に改め、

同表の第一の十二の(四)の(1)中「三千七百円」を「三千八百円」に改め、同表の第一の十二の(四)の(2)中「五千九百円」を「六千百円」に改め、同表の第一の十三の(二)中「十四万三千九百円」を「十四万八千六百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十九号

山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則

山梨県医療法施行細則（昭和三十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第十号までの規定中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設設置届 第十号様式の二

第二条第十二号中「第四条第三項」を「第四条第三項及び第四項」に、「（診療所・助産所）届出事項変更届」を「（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）届出事項変更届」に改め、同条第十三号中「（病院・診療所・助産所）（休止・再開・廃止）届」を「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）（休止・再開・廃止）届」に改め、同条第十四号中「（病院・診療所・助産所）開設者（死亡・失そう）届」を「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者等（死亡・失踪）届」に改める。

第七号様式中

診療時間				診療時間			

改める。

第八号様式及び第九号様式中「第8条」を「第8条第1項」に

診療時間		

--

に改める。

を			
診療時間	オンライン診療		
	有・無		
	有・無		
	有・無		

第十号様式中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

設置者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

設置者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 名称

2 設置の場所

電話番号 ()

3 設置年月日 年 月 日

4 敷地の面積

m²

5 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m ²	m ²
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
造 階建てのうち 階 室 (号室)			m ²

第十二条第五「開設者住所」や「開設者等住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）」並びに「開設者名」や「開設者等名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」並びに「（診療所・助産所）届出事項変更届」や「（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）届出事項変更届」並びに「第4条第3項」や「第4条（第3項・第4項）」並びに「（診療所・助産所）の」や「（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の」に添ふ。

第十三条第五「開設者住所」や「開設者等住所」並びに「開設者名」や「開設者等名」並びに「（病院・診療所・助産所）（休止・再開・廃止）届」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）（休止・再開・廃止）届」並びに「（病院・診療所・助産所）を」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）を」並びに「（病院・診療所・助産所）の」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の」に添ふ。

第十四条第五「失そう者」や「失踪者」並びに「（病院・診療所・助産所）開設者（死亡・失そう）届」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者等（死亡・失踪）届」並びに「（病院・診療所・助産所）の開設者が（死亡・失そう）しました」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の開設者等が（死亡した・失踪の宣告を受けた）」並びに「（病院・診療所・助産所）名称」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の名称」並びに「（病院・診療所・助産所）の所在地」や「（病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の所在地」並びに「（死亡・失そう）年月日」や「（死亡・失踪の宣告）年月日」並びに「失そうの」や「失踪の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医療法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県医療法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。